

衆議院第六十五回国会建設委員会議

昭和四十六年五月七日（金曜日）

出席委員

委員長

理事 大村 実

理事正示啓次郎君

本日の会議に付した案件
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)
閣提出第九八号)
積立式宅地建物販売業法案(内閣提出第九九号)

委員長 金丸 信君
 理事 大村 裏治君
 理事 服部 安司君
 理事 阿部 昭吾君
 理事 小川新一郎君
 理事 渡辺 栄一君
 理事 正示啓次郎君

川端文夫君 辞任
渡辺武二君 補欠選任

委員會議錄第十四號

四〇〇

〔井上委員〕先々国会におきまして、建築基準法の改正がなされ、悪徳不動産業者、特に宅建業者に対する規制がかなり行なわれたと思いますが、それにも増して、この宅建業法を改正しなければならぬというのは、やはり消費者に対する非常な迷惑と申しますか、そういうことが現在起こつてゐる。この事態を直すために、昨年の八月でございましたか、本委員会において、大臣との質疑応答の中から宅建業法の改正ということが出でていったと私は思うのであります。しかし、現在の宅建業を見てみると、特に建築基準法違反の建物がかなり見受けられるようだと思うのでございます。そこで、昨年には、先ほども申しましたように建築基準法の改正が行なわれ、本年の二月あるいは去年の十月から施行になつたのでござりますが、その間ここに約半年をけみしておるわけですが、この間の不法建築というものはどううようになつておるか、そうしてそれに対する対策をいたしましてどういうような処置がとられておるか、これをひとつお伺いいたしたいと思ふのです。

○井上委員 それはいつからですか。
○高橋(弘)政府委員 これは四十五年九月一日から十二月三十一日まででござります。この中に建築基準法違反も含まれておるという意味で申し上げたのであります。

○井上委員 ことしの一月から、あるいは去年の十二月一日からということになりましたならば、まだわたくしの資料が整つておらぬという点も考慮されますが、特に宅建業法の問題につきましては、御承知のようにいろいろと問題が起つておるのであります。

そこで、宅建業法の改正がこのたび行なわれたのでありますが、今回の改正によつて悪徳不動産業者と申しますか、悪徳宅建業者の取り締まりにどれほど期待ができるかという点につきましては、私どもとしては大きな期待は寄せられないのじゃないかという気がするのでございますが、この点についての事務当局の自信のほどと申しますか、これをひとつお伺いいたしたいと思うのでござります。もちろん、法律ができたからすべてが

申し上げますけれども、今回の法律改正によります
して、御承知のように、悪徳不動産業者の取り締
まり、規制ということについてのいろいろな規定を
設けたわけでございます。この悪徳不動産業者
の規制というのは、事前にそういう業者がはびこ
らないようにするということがまず第一と、それ
から、そういう悪徳業者がそういう行為をいたし
たときに、それを排除するということであらうか
と思います。

まず、事前の予防、排除という点でございます
けれども、これは御承知のように、第一点として
免許基準の整備ということで、いわゆる免許取り
消し処分にあつた者について、従来、その好まし
くないような業者の謹慎期間というものが二年で
あったのを三年に延長するとか、また、欠格事項
といたしまして、従来に加えまして、不正だとか
また不誠実なおそれがあるというものを排除する
とか、また、従来からよくありました、本人は役員
員から退くけれども、自分の家族などを役員にし
ておいて、自分は相談役とか大株主というような
ことで、黒幕として実際に活躍するということをも

○根本國務大臣　ただいま御指摘になりましたのは、地方自治体のほうに銳意督励してやらして顶けるのであります。実務に関する事でござりますので、事務当局から答へさせます。

○高橋(弘)政府委員　ただいまお尋ねの件は、建築基準法につきましての違反の不動産業者がどのくらいあるかということであろうかと思ひますが、基準法違反だけのものがどのくらいあるかについては、実は私ども把握しておらないわけですが、いますけれども、監督処分の中におきまして、御承知の現行宅建業法の二十条第二項で、業務停止とか免許取り消しの規定がござりますけれども、その中で、不正不当、不正というのは法律違反でございますが、そういうものに当たるもののが、免許取り消しで十四件、業務の停止で九件と

解消するとは私は思っておりませんし、現在のところ法律が非常にたくさんできる趨勢に対しましてはたしていいか悪いかという点につきまして私も疑問なしとしないのであります。しかし、いざれにいたしましても、こういうふうにまで建設者が消費者に対しまして非常な迷惑を現在おぼしておる現状においてはかなり強い規制が必要じゃなかろうか、このように思うのでござりますが、この改正の点からいたしまして、どのくらいの規制が行なわれるか、ひとつ事務当局の自信のほどをお示し願いたいと思います。

○高橋(弘)政府委員 悪徳不動産業者の規制につきましては、從来から十分関係行政局とも連絡をとりまして、指導、取り締まりをいたしておりますわけであります。この件数は、まだお尋ねがあれば

| | |
|---------|------------------------|
| 出席國務大臣 | 新井 桜浦 川端 和尚君 文夫君 |
| 出席政府委員 | 建設大臣 根本龍太郎君 |
| 出席政府委員 | 建設大臣官房長 大津留 温君 |
| 出席政府委員 | 建設省計画局長 高橋 弘篤君 |
| 出席政府委員 | 建設省計画局宅 地部長 朝日 邦夫君 |
| 出席政府委員 | 建設省住宅局長 多治見高雄君 |
| 出席政府委員 | 建設委員會調查 室長 曾田 處君 |
| 出席政府委員 | 建設委員會調查 室長 文夫君 |
| 出席政府委員 | 建設委員會調查 室長 武三君 |
| 出席政府委員 | 建設委員會調查 室長 渡辺 舍任 |
| 出席政府委員 | 建設委員會調查 室長 五月七日 |
| 委員外の出席者 | 補欠選任 文夫君 |
| 委員外の出席者 | 補欠選任 川端 文夫君 |
| 委員外の出席者 | 補欠選任 武三君 |
| 委員外の出席者 | 補欠選任 渡辺 舍任 |
| 委員外の出席者 | 補欠選任 五月七日 |
| 委員外の出席者 | 委員の異動 |

委員の異動
五月七日
同日 渡辺 武三君 辞任
川端 文夫君 補欠選任

第一類第十二號

建設委員会議録第十四号

昭和四十六年五月七日

今回は免許申請に出してもらつて、その審査の対象にする。まず免許基準の整備について考えたのでございます。

次に、いろいろな紛争事件の起つております取引の業務についてのいろいろな規制がござります。一番大きな問題はやはり未完成の青田売りの規制ということで、これは広告及び契約の時期と、いうものを制限したということ、また、そういう場合に、前金を取つて、そうして前金をあとで倒産を他のところへ返してもらひ、ようふきをさ

についての強化といううとをいたすわけでございまして、す。もちろん、私ども、この法律の規定によつてのみそういうことができるとは考えておらないわけですがございまして、もつと自主的な意味におきまして、私ども、この法案の改正が認められましたならば、それを機会に業界を通じていろいろな指導その他をいたして、悪徳業者が出ないようになります。そういう点が今回考えたことでございます。

○井上委員 いかにも、改正せられた点はかなり

保全措置も講じたということ、その他損害賠償の予定額が非常に多かったり、瑕疵担保の期間といふのが非常に短かかったり、その他いろいろな契約についてのいろいろな消費者にとって不利な点があつたわけでございますが、そういうものをそれぞれの規定におきまして明確にきめて、それを守らせるようにしたという点でございます。次に、いろいろな事故を起こした場合におきまして、これをどういうふうに処理するかという問題については、罰則の強化というものをいたしましたわけでござります。これは新しいいろいろな規定を設けましたが、それについての罰則が新設されることはもちろんのこととござりますけれども、さらに、従来からいろいろ監督処分なり検査件数にものぼっておりました大きいもの、また、誇大広告といふ、不當な宣伝等につき、ある、まず

前進したと認めるに私はやまざかではございませんやん。しかしながら、この宅建業法の問題につきましては、先々国会におきまして、特に建築基準法の審査の際に非常に問題になつたわけであります。その際にも問題になつたように、大臣も御存じのとおり、宅建業者に対する取り締まりあるいは罰則処分というものが非常にゆるやかである。先ほど昭和四十五年中の件数を申されましたけれども、一年間に十四件というような処分では少な過ぎると私は思うのです。少な過ぎると申しますよりは、これは非常に多いにもかかわらず、何といいますか、表に出ることが少ない。これはあるいは手不足という面もありましようが、しかし、やはりこれらの問題はびしひしと厳格に守らなければ、法律をつくつたって何の意味もないと思うのです。

付の貸貸だとか、そういうやうなものにつきましては罰則を強化して、従来は罰金刑だけだったが、今度は体刑まで加えるということにいたしたのでござります。さらに、監督処分の強化ということも考えたわけでござります。取り消し理由にいろいろなものを追加いたしたり、また業務停止の期間というものを従来六ヶ月であったのを一年にするとか、そういうようなことで、いわゆる監督処分の強化というものを考えたわけでござります。そういうような規定を整備いたしたわけでございますので、事前におきますところの悪質業者の排除、また、起こした者についての罰則及び監督処分に

いろいろとむずかしいことがありますようけれども、しかし、これらの法律はつくったけれども、それが非常に数少ない適用しかやつてない現状をどういうように打開するか。悪徳不動産業者を見つけたならば、これはもっとびしひと取り締まる必要があるうかと思うのです。この点について、大臣、どうでござりますか。いまは人員の不足というような面もありましょう。しかし、これはやはりき然とした行政当局の立場が法律を守らせるゆえんではないか。こういうように思うのですが、どうでございましょうか。

来、やもすれば、建築基準法自身が實質上守ら
得ないような条件下にあるがゆえに、結局そのま
まにしてしまうということが多くた。これがす
つと惰性になりまして、直接監督しておる都道府県に
県の当局も、まあまあというようなことできただの
がいろいろな弊害を来たしておる。そういうよろ
なことから、国会の皆さん御意向も十分そん
くして、われわれが法改正すると同時に、行政當
局に対し嚴重なる指導監督をする、人員の強化
もはかるというような体制あります。これは
漸次実をあげることができると信します。また、
そのために常時本省からも察察あるいは報告を求
めたりして、十分に法が徹底して守られるようう
今後とも努力してまいりたいと考えておる次第で
あります。

千件という数字。これは四十四年度でございます。それから四十五年度の十二月までが六千七百件というような数字でござります。また、大阪におきましても、宅地建物の紛争の相談は、四十四年度が約十五百件、去年の十二月までは——まだ十二月まででございましたが、約一千件をこえました。その他各県でそういうことがござります。都市におきましては特にそういう件数が多いようながら建築基準法違反のそういう件数だけじゃございませんで、いろいろな紛争も含まれておるわざでございます。

○井上委員 去年の十二月一日からでござりますので、この数字は的確におつかみになつていないと私はすけれども、そういうような建て売り住宅について、悪徳不動産業者、宅建業者といふものが現在においてもかなり横行しておると思うのですが、これらに対しの適正な指導、監督といふものがやはり必要ないかと思うのです。そうでなければ、建築基準法を幾らつくったところで意味がないのです。また、宅建業法の改正をやつたところで、消費者に対する被害を救済することはできぬと思うのです。これらあたりの態度をもう一度明確にお伺いいたしたいと思うのです。

○高橋(弘)政府委員 再度の御質問の点につきまして、建築基準法違反につきましてのいろいろな監督処分の強化についてでございますが、これは、関係部局とも十分に連絡をとりまして、また、先ほど申し上げました紛争の相談というの中から拾い上げまして、積極的に、私どもも、そういうことがないよう、また、あつた者の处分を考えてまいりたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○井上委員 要は、行政当局がやはり既然とした態度をとらなければ、これらの問題はなかなか解決できないと私は思うのです。大臣、先ほども申されましたように、実態とそぐわないでのいままで見過ごしてきたのが積み重ね積み重ねになつて

やはり、法の改正と同時に、特に宅建築法の改正がこのたび行なわれるのでありますから、監督官庁としてこれは厳正な立場で臨まれることを強く要望いたしたい、このように思うのでございま
す。

それから、先ほども申されました、このた
び、予防処置もしくは監督というようなことがか
なり強くこの業法には出されておるのでございま
すが、役員の問題です。この役員の問題につきま
しては、これは今までもきずのある人間がとも
かく役員から退いて他人を立てるというよ
うなケースが非常に多かった。特に昨年の九月のマン
ション賃貸事件、しかも入居者に対して非常な被
害をかけた事件、あれなんかを見ましても、実力
者は全部隠れておるので。たとえばあの一つの
事件の例をとりましても、ああいうものをどうい
うようにしてチェックするかということですね。
昨年の九月、十月のマンション事件は御存じでござ
いましょう、局長。ああいうようなときに、黒
幕が隠れておる。これをひとつ洗い出す。いま
なたは黒幕に隠れておる役員というようなのをは
じき出すのだというようなお話をございますが、
どういうようにしてやりますか。実際問題とし
て、これはできぬのじゃないかと私は思うので
す。これは盗人と真砂の例と同じように、なかなか
かむずかしいと思うのでございますが、どうでござ
いますか。できる自信はありますか。ないとす
れば、一体それに対しはどういうような处置を
今後考えていくか。そこらあたりが問題じゃない
かと私は思うのです。あのマンション事件のよう
な非常に巧妙なやり方を見ますと、うしろに隠れ
ておる人間を表に出してきて、それを監督するこ
とが、ちょっとこれはなかなかむずかしい
と思うのです。これらの問題についてどういうよ
うにお考えになりますか。

てなしに監査役も言ひさらばまた騒動とか相談役、その他支配力のあるいわゆる黒幕というものが今は対象にいたしたわけでござります。同時に、そういう度はいたすわけでござります。同時に、そういう者前歴がどうであるかということを地元の市町村長にも証明を求める。またさらに、そういう前歴があるかないか、処分をしたかどうかということは、お互いの行政官庁、建設省なり、また都道府県がそれぞれ相互通報制度をとつておりますので、そういうものを審査のときに十分活用いたしまして、そういう者の排除につとめるというように考えておる次第でございます。

○井上委員 排除につとめるとおっしゃいましても、これは実際問題としてはなかなかできないと思います。あのマンション事件の内容を見てみますと、これはなかなか巧妙にできてる。ただ、過去に前歴のある人をきびしくチェックするといふ以外に道はないのじゃないかと思うのです。しかし、これは先ほども言いましたように、盗人と真砂の例でございまして、現在の法体系の中でもちょっととむずかしいと私は思います。それらに対しては、行政当局としてやはり既定とした態度をもって臨むことが正しい道であるし、予防処置である、私はこう思うのであります。この点、今後厳重なる指導をやっていただきたいということを強く要求しておきたいと思うのでございます。

○高橋(弘)政府委員 取引主任者の名義貸しの禁止についてでござりますけれども、これは六十八条の懲戒処分の中で、いわゆる名義貸しについての処分の規定を設けておるわけでございます。こ

われは、いわゆる業者は、営業免許を受けて名義を貸すということで、いわゆる名義貸しといふことばを使いますけれども、取引主任者はそういうわけではなく資格登録でございますので、取引主任者が、自分が実際につとめていないのにつとめたごとくに装うとか、また、自分がつとめておるところじゃない事務所につとめておるというようなことをする、そういうようなことについて六十八条で懲戒処分がございます。

○井上委員　はたしてこれが六十八条で十分にできるかどうか、私は、その発見はなかなかむずかしい問題だと思うのです。これはうなづいておられるからそのとおりだらうと思しますが、ともかく、ここらあたりも、厳重な行政監督といいましても、現在の人員をもつてやるということはなかなかむずかしいでしよう。事実、各県庁等地方官庁におきましては土木部の監理課あたりでやっていますね。そこらあたりでは人数は知れておる。それが一々見て回るというようなこともなかなかむずかしいでしよう。これらの点につきまして、もしかするとこれが空文に終わるのではないかといふことを私はおそれるのでございまして、こらあたりもやはり明確に行政指導をやる必要があるのじやなかろうか、このようにも思うのでございますが、この点もひとつお約束願いたいと思うのでございます。

続きましては、現在でも監督官庁が非常におかしい一例といたしまして、住宅生活協同組合というのが各地にできております。ところが、住宅生活協同組合の監督官庁は一体どことだといいますと、県でいいましたならば福祉課、民生部門が生活協同組合の名のもとに監督をやらせておるわけです。そして、建築課もしくはそういうところでやられていないのです。したがつて、任意につくられた生活協同組合なるものが非常におかしい事業を行ない、消費者に迷惑をかけておる事態が私の県なんかでも見受けられるのでございます。これらに対し、専門家である建築課あたりで指導、監督はできないものか。ここらあたりはどう

○高橋(弘)政府委員 住宅生活協同組合、いわゆる住宅生協が宅地、建物の販売ということを行なつてゐる例というのははたくさんあるわけでござります。この住宅生協といふのは、特定の組合員を対象とするのが原則でございまます。ところが、こういう組合の中には、一定の地域に居住する者はすべて組合員になれるというようなものもあるわけであります。そういうものは宅建業法にいいますところの、宅地、建物の売買とか媒介というものを業として反復して行なうということにも当てはまる点がございます。これについては宅建業法の免許が必要ではないかといふうに考えておりますので、そういうものにつきましては免許を受けさせて、そして建設大臣または都道府県知事が指導、監督するといふように考えておる次第でございます。先生のお尋ねの、実際に建物を建築あるいは宅地を造成するといふような行為についていろいろな指導その他につきましては、仰せのとおり所管の役所が運うわけでございます。しかし、現実に都道府県におきましては同じ知事のもとでございますので、そういうことが適確に行なわれるよう、今後関係官庁とも十分連絡をとりながら指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○井上委員 実は、それができておらずに問題を起こしていいるのです。恥ずかしながら私の県でも問題を起きております。その負債が八億というような話を聞いております。ところが、これらに住宅免許を与えていないのですね。これらの点はこの法律で明確に出ておるのですか、どうなんですか。

○高橋(弘)政府委員 ただいま最初のところでお説明申し上げましたとおりでござりますけれども、宅建業法といふのは、宅地、建物の販売、媒介といふものが反復、継続して行なわれるということ、その態様といふのが社会通念的に見て業として行なわれているというのが対象になるわけでござります。この住宅生協につきましては、特

の保証（保全措置）というものがかなり行きなわるようになつておるのでござりますけれども、聞くところによりますと、やはり瑕疵のあるもののがかなり青田売りがなされておる実情ではないかと思ふのです。このところについて、このたびの法改正におきまして、販売した物件の瑕疵担保責任は買い主に不利な面がないように御理解ある措置がなされるのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○高橋（弘）政府委員 今回の法律改正の中の一つの大きな重要事項でございますので「契約内容の適正化等」という中の一つで、お尋ねの「瑕疵担保責任についての特約の制限」という項目を四十七条で設けておる次第でございます。御承知のように、この宅地建物の取引についての瑕疵担保期間といふものにつきまして、現実には非常に短く、一年ぐらいいという特約がございまして、そのためには消費者が非常に困つて、このために紛争が起つてゐる事例も相当多いわけでございます。それを今回この法律によりまして、瑕疵担保期間は少なくとも二年以上でなければいけないといふふうにいたしたのでござります。つまり、春夏秋冬というものの時期を大体二度過ごせばそういう瑕疵も発見できるのではないかという考え方で二年にいたしております。また、住宅公団におきましても、現実に瑕疵担保期間については大体二年といたしておりますので、そういうことも参考にしながら二年といためたのでございます。民法におきましては、御承知のように引き渡しの日から二年以内ということになつておるわけでございます。

○井上委員 このところは、特に法律で前金保全措置を講じた後でなければ買い主から前金を受領してはならないことになつておりますが、これは二〇%以内という前金の制限がありますが、しかし、これは完全にそれが実行できるかどうか、この点について私は非常に疑問を持たざるを得ないのですが、民法との相関関係についてどういうふうに考えておられますか、このあたりを明確にしていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 お尋ねの前金保全措置につきましては、実態は、前金というものをこれはさき割ぐらいを前に取つておるのが実情でございまして、したがいまして、そういう場合には保全措置を講ずるということにいたしておりますが、いわゆる前金の中から手付けと称して前金を取つておられる例がございます。代金の一部を利用しておる場合はあります。これは先生おっしゃつたように太体十分の二以内ということにいたしておるのは、これは解約した場合にこれを損害賠償金として取られるということもありますので、それとの関連でそういうことにしておるのでございまして。そういうことにつきまして、この契約内容の適正化ということでいろいろな規制を設けておるわけでございます。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

それで、この法律に違反した者につきましては、瑕疵担保責任につきましても、手付の問題につきましても、すべてこれは無効であるというふうに規定をいたしておるわけでございます。また、前金保全措置につきましても、これは監督処分もできることになつておりますので、そういうことを通じまして十分実効のあがるようになつたと思います。また、前金保全措置につきましては、これはもう重要な事項の説明の中でもどういう措置をとつたかということをよく説明をするということになつておりますし、また、その前金の保全措置の場合に、いわゆる銀行等によりますところの保証措置の場合には、これは保証証券を本人に交付します。また、保険の場合にはこの保険証券といふものを交付するということになつておりますので、そういうことによりまして、本人も、はたなしでこれで前金保全措置が十分でてきておるかどうかということを知る機会もございます。したがつて、そういうことも同じまして実効があがると思います。また、そういうことができるように私ども十分指導いたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

も、国民が十分これは知らなければならぬと思
ます。たとえば、いまの宅地を買うにいたしま
でも、三日前から並んで買う。あるいはまた、
在でも、宅地の売り方が、自動車に強制的に乗
ていつて判こをつかす。しかも、契約書は非常
小さい字で書いてあって見えないというような
ことが多々あります。これについても、契約した業者
が悪いといって消費者を一方的に責めるのは私
醋だらうと思うのです。そちらあたりをもう少
業者に教育するのはもちろんのことですが、悪意した
業者といふものは、そういう点は法の裏をぐぐ
ことばかりねらっておるのでござりますので、善
良な消費者をいかにして保護するかという点に注
目しなければならぬと思うのです。そのためには、
は、消費者に対して、政府はこういうような措
を講じたのだ、契約のときにはそういうようにな
なたの方は注意しなさいということをやはりPRする
必要があると思うのでござります。この点につ
いて今後いかなる処置をせられるおつもりであ
か、この点をお伺いいたしたいと思います。

○高橋(弘)政府委員 御承知の積立式宅地建物販売業といふものは、この法律にも書いてござりますように、宅地、建物の販売にあたりまして、その目的物、また代金その他が確定する前に、相手方からその対価の全部または一部といふものを積み立ててもらつて、そうしてそれを二回以上積み立てておる、そういうものを業とするといふものをこの積立式宅地建物販売業者といふふうに考えているわけでござりますが、この実態は、各業者によりまして、――業者はいまやつておるものは大体十九社ござりますけれども、業者によりましていろいろ違うものでござりますけれども、また、この積立ての年限といふものも相当いろいろ差がございます。三年から五年とか、七年半とか、また十年というよういろいろな種別がございますが、七年半についてちょっと申し上げますと、大体七年半の間毎月お金を積み立てていく、掛け金をしていくことになりますと、まず最初の三分の一の期間、したがつて二年半といふものは、目的物がきまらない、代金も場所もまだきまらない前に積み立て金として毎月掛け金を積み立てていくということをいたしておりますと、三分の一の期間の二年半を過ぎますと、今度はあらためて給付契約といふものを消費者と業者が結びます。そのときに初めて具体的な場所なり、代金なり、構造なりといふものを確定いたしまして、そうしてそれから給付契約を結んで給付をいたします。給付後にわきましても、ずっと毎月給付後の月払いの掛け金といふものを払つていくといふことになりますとこれは完了するということになる仕組みのものでございます。そういう仕組みのこの積立式宅地建物販売業といふものについていろいろな規制といふものを考えた次第でございまだたいと思います。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

す。

○井上委員 そうしますと、これは十九社以外に日本にはございませんか。

○高橋(弘) 政府委員 この法案の対象となるような積立式宅地建物販売業を営んでいるものは、現在では十九社というふうに私ども把握いたしております。

○井上委員 しかし、この十九社の中には、宅建業法の免許を受けておらぬ会社も一、三見受けられるのですが、このところを今後どういうよう二回擧るつもりであります。

に指導するのですか

げたので申しわけなかつたわけでござりますけれども、給付契約を、三分の一の期間を過ぎたあとで若くして、この合付契約の契約内容についてうらうら

つあるわけでござります。したがいまして、十九
社の中で三社だけは宅建業法の免許を受けていな

いわけでございますが、これはいわゆる建設業法の許可を受けておりまして、請負契約でこれを行なつておる。したがつて、

たがいまして、この法律が成立いたしますと、積立式宅地建物販売業の規定に従つての許可と、うなづねるというものはございません。し

ものは必要になつてくるわけでございますが、請負方式でやつておる業者につきましては、その給

付契約は建設業法の許可というものが必要になつてくるわけでござります。そういう仕組みになつ

○井上委員 私が積立式宅地建物販売業とはどんなものだといふことをお同一にしては——これはておる次第でございます。

住宅の割賦販売をやっているやつをいうのじゃないですか。どうなんですか。

〔委員長退席、渡辺(栄)委員長代理着席〕

ものの中には二種類あるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、いわゆるこういう積み立てを始めておる三分の一の期間というものが

は、目的物とか、建物とか、宅地などが、どこにどんなものが、幾らのものがというようなことはきまつてない。こういう目的物の確定する前から積み立てを行なつておるというものがあるわけでございます。同時にまた、先生のおしおいをしたように、いわゆる引き渡しをしたあとで、それを数回に分けて代金の支払いをするといふものもあるわけでございます。後者のものにつきましては、一般の宅建業法の免許によつて、つまり引き渡したあとの代金の支払い方法が、一回でやるのかそれとも数回に分けてやるのかという違いだつてあるわけでございます。そこで、この法律では、先ほどから申上げておりますように、目的物が確定する前に積み立てを毎月行なつて、そうして、そのお金を使金として給付契約をこれから結ぶ、そうして販売方式なり請負方式という二つの方式をそれぞれ用いて、そして給付をいたしております。そういう業者についての規制ということになるわけでございます。

きまして、もう一度申し上げてまことにくどいが、土地建物の取引そのものにはならないということ、それでござりますけれども、目的物の確定する前でございません。ただ、その給付契約後におきましては、目的物がござまつてないものでござりますので、いわゆる土地建物の取引そのものにはならないということ、それがから給付契約が請負形式のものにつきましては建設業法によつて今まで実際にいろいろ行なわれてきたわけでございます。したがいまして、買方式のものにつきましては宅建業法によつて、その空間の、法規制の全くない、積み立ての保全措置だとか、積み立て契約が非常に不利な条件が多いというような、そういう三分の一の期間のそういう積み立て契約につきまして、今回この法律制度をつくりましていろいろな規制なり免許というものを取らせる。したがつて、今後は、この積み立て式の土地建物の販売業法の許可と宅建業法の許可が要るものと、また、この積み立て式の土地建物の販売業法の許可と建設業法の許可が要るものと、その両方のことになるわけでございます。したがいまして、従来はその部分が法規制が抜けていたわけでございまして、宅建業法なり建設業法で行なわれてきたといふことでございます。これが第一点に対してもお答えでございます。

それから第二点につきましては、従来からの紛争の事例でござりますけれども、この業界につきましては比較的紛争が少ないわけでございますけれども、いろいろ紛争についてありましたのは、私どもが紛争の相談その他を受けたり検査の報告を受けているのは、日本相互住宅株式会社といふ社がござります。

○井上委員 そこで、今度二つの法律ができるわけでございますが、過去の事例について、これをいかにして防ぐかということをひとつお伺いしたいと思います。

建設業者が前渡金を取つて、そして倒産する。その間にはあるいは商事会社か何か介在しておるかもしれません。しかし、全く善意の第三者が、

建設業者が倒産したがために非常な被害をこうむったというような事例が過去においても数々なくあると思うのです。そういうような場合に、一体この二つの法律で防げますか、どうでござりますか。

○高橋(弘)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、お尋ねの件につきまして、いわゆる積み立て方式を三分の一過ぎて給付契約のときに請負契約を結んだだという場合に、これは建設業法によりまして「保証人を立てるることを請求することができる」という規定がございますが、実際にはこれはやつていらないところが多からうと思います。したがって、先生のおっしゃるようないろいろな紛争事例もあらうかと思います。今回は、こういうことについての前金の積み立て金の保全措置につきましては、先ほど申し上げました積み立て期間の三分の一の期間の積み立て、及び物件を引き渡しするまでの給付契約に基づきますところの前金といふものも一緒に含めて、この「積立金等保全措置」ということで保全をいたすということにいたしておるわけでございます。したがいまして、この法律が成立を認めていただけましたならば、この保全措置によってそういう消費者の保護ができるというふうに考えておるわけでござります。

○井上委員 私も、いまもこの場で、善意にしろ、悪意にしろ、ともかく業者が倒れたがために消費者が非常に被害をこうむつたというケースを二、三思ひ出すのであります。そういうようなことは今後ない、消費者に対しての保護が十分に行なわれるということが確約できると考えて差しつかえございませんね。過去の事例で、建設業者が倒産して、そのときに消費者が非常に被害をこうむつたというような事例が多々あります。それはもう心配がございませんね。そのところだけです。

○高橋(弘)政府委員 積み立て式の土地建物の販売につきまして、この法律に基づきまして許可を受け、そうして、必要な保全措置というものを

講じておるわけでありますので、積み立て金等の保全措置につきましては十分でございます。この点につきましては、先生のおっしゃるとおりに、これは消費者の保護になるというふうに考えておるわけでございます。

○井上委員 私は積み立て式ということは言つてないのですよ。過去に建設業者が倒れたがために——具体例を申し上げるのも非常ににはばかりますから私は申し上げておるのですが、そういうようなことは消費者保護が完全に行なわれますな。いままで過去に何回もあつたでしよう。

</div

ございまして、先生のおっしゃるとおりに、いろいろな紛争事件を起こしておる会社でございます。不誠実な行為を繰り返しておるわけでござりますけれども、特に兵庫県が非常に多くござりますので、一応こういう処分をいたしております。しかし、特に兵庫県を中心にして実態調査を、県と協力しましてやることになっております。したがいまして、その結果なり、また、今後の会社のいろいろな状況を勘案しながら今後の改善策なりをいろいろ考えてまいりたいというふうに考えております。

○浦井委員 感じてものを言っていたくと非常に困るのです。もっと厳重に、しかも系統的に調べて適切な罰則を適用するなり、再び消費者が泣き寝入りにならないような、そういう処置を講じていただきたいというふうに思ふわけなんですが、先ほど局長が言われたように、業務停止期間が六ヶ月なんですね。そうしますと、いつ解除になるわけですか。

○高橋(弘)政府委員 六月三日でございます。

○浦井委員 六月三日に解除になりますと、また再び営業が開始できるというふうに解放していいわけですか。

○高橋(弘)政府委員 仰せのとおり営業ができるわけであります。

○浦井委員 これは昨年の十二月四日の神戸新聞の記事なんですが、建設省としては、日本相互住宅に対し、業務停止処分が切れたあとも監視を続ける方針だというふうに書いておるのですが、どういう監視をされるのですか。

○高橋(弘)政府委員 先ほど申し上げましたように、特に兵庫県を中心にして十分その実態調査をいたしまして、その状況によりまして必要な対策を考えたいという意味で、そういう記事であります。

○浦井委員 大臣にひとつお尋ねしたいのです。が、日本住宅相互と、そういう名前でない相互住宅と両方あるそうですが、この場合は日本相互住宅株式会社なんですが、これは一つの例だと思うわけですが、いまの問答を聞いてもおわかりにな

りますように、六ヶ月で切れれば、監視はするけれども再開させざるを得ないということですね。現に、先ほど申し上げたように、兵庫県内だけでも、確認事項を守らないという苦情が三件ほど申立てがあるという実情なんですが、これはこうまいりたいというふうに考えております。したがいまして、その悪質な業者に対するまだ規制が弱いんです。じゃいかというふうに私は思うわけなんです。

ここで宅建業法並びに積み立て式の規制法が初めてできるわけでございますけれども、この法の精神の根本にありますように、不動産の売買というものは、国民一人一人にとってみると、一生にそろうことなどでございまして、そこで、こういう業者にひっかかるということは、消費者あるいは需要家にとっては非常に大きな迷惑であり、ショックだと思ふわけでございますけれども、大臣に、この問題についての御見解なり今後の対策についてひとつお伺いしたいと思います。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、一般国民にとって、自分の住宅を宅地も含めて求めるということは、これは、非常に重大な生涯の事項だと思ってます。そこで、宅建業者あるいは分譲業者によって自分の財産を失つたり、あるいはまた非常に不測の損害を受けるということのないよう厳重に法の保護のもとに置かなければならぬ。そういう関係から今回の法律の改正をお願いしておるわけでありますから、その趣旨に沿いまして十分行政官庁が指導監督するというふうにいたさせます。それにもかかわらず、依然として、悪意のある者はまた故意の行為をもって国民に迷惑を及ぼす者については、これは厳重なる監督処分をいたさせるように指導いたしたいと思います。

○浦井委員 一つの例を申し上げたわけなんですけれども、そういう例からもわかりますように、また、この改正法の案を見ましても、こまかい点は別といたしまして、今まで、犯罪を犯したりおろす段階で、もっと完全に近い状態で、悪徳業者に免許をおろさなくてよいような、そういう方途は一体ないものなのかどうか。その点について目立った事例を除いて、いわば十萬円の保証金を積み、それなりの適格条件をそろえるならばだ

れでも免許が受けられるというような状態になつておるのがいまの実情ではないかと思うわけであります。この法改正が行なわれても、一部ではあらうとは思いますが、このよだな悪徳業者がやはり今後とも出るだろうというふうに予測されますが、この辺について局長の見通しはどうですか。

○高橋(弘)政府委員 今回の法律改正によりまして予防、排除の面、さらにまたそういう悪徳行為をした者についての処分の問題ということについていろいろ規定を設け、強化をいたしておるわけでございます。しかしながら、この法律の規定だけでは、おっしゃるとおりいろいろこまかいことまでいくわけではございませんので、そういう業者はやはり出てくることを考へられます。しかしながら、この法律改正によりまして、そういう悪徳業者が事前に予防され、まだ排除される、また、そういう行為を行なつたあとにおきますいろいろな処分を通じまして、今後そういう行為を反省して、やらないということについては、これは十分監督の意義があると考へておる次第でございます。しかしながら、先生のおっしゃいましたように、そういう法律違反をしたり不誠実な行為をする者がこれで全くゼロになるということはもちろん考へられませんので、私ども、この法律の改正を機にいたしまして、十分この法律の内容を周知徹底し、さらに都道府県を指導いたしまして、悪徳行為を行なう業者が少なくなる、また、全くなくなるようにということで努力をいたしてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○根本国務大臣 若干の試案があつたのでありますけれども、これは実は審議会の答弁の線もございます。しかしながら、それで消費者の完全な保護がなされるという完全な保証も必ずしもないと、これは抜本的に今後検討すべきだと考へております。その意味で、国会の皆さん方の御意見も十分にお聞きをいたし、さらに、業界あるいは学識経験者の方々のより一そらの御研究を願つた上で、近く抜本的にそうしたもの検討を始めたいと考えております。

○浦井委員 局長、先ほど二年から三年に期限を延長したというふうに言われたわけなんですが、

はいろいろ御意見があらうかと思いますが、いろいろな意見を各方面においても聞きながら私どもはこの法律案をまとめてまいたのでございます。したがいまして、いろいろ情勢により、またし立てがあるという実情なんですが、これはこういう悪質な業者に対するまだ規制が弱いんじやないかというふうに私は思うわけなんです。

○高橋(弘)政府委員 その点に關連して大臣にお伺いしたいたいところでございます。そこで、こういう業者にひっかかるということは、消費者あるいは需要家にとっては非常に大きな迷惑であり、ショックだと思ふわけでございますけれども、大臣に、この問題についての御見解なり今後の対策についてひとつお伺いしたいと思います。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、一般国民にとって、自分の住宅を宅地も含めて求めるということは、これは、非常に重大な生涯の事項だと思ってます。そこで、宅建業者あるいは分譲業者によつて自分の財産を失つたり、あるいはまた非常に不測の損害を受けるということのないよう厳重に法の保護のもとに置かなければならぬ。そういう関係から今回の法律の改正をお願いしておるわけでありますから、その趣旨に沿いまして十分行政官庁が指導監督するというふうにいたせます。それにもかかわらず、依然として、悪意のある者はまた故意の行為をもって国民に迷惑を及ぼす者については、これは厳重なる監督処分をいたせるように指導いたしたいと思います。

○浦井委員 努力をするということはわかるわけなんですが、局長にお尋ねしたいのですが、免許をおくす段階で、もっと完全に近い状態で、悪徳業者に免許をおろさなくてよいような、そういう方途は一体ないもののかどうか。その点について局長にもう一ぺん御意見をお伺いしたい。

○高橋(弘)政府委員 悪徳業者の排除につきまして、免許基準の際にどうするかという問題、これ

いまの話に関連しまして、たとえば取り消しをされるような業者というのは、法的にはもちろんでされども、社会的にも不動産業者として資格はないといふに考えて差しつかえないのではないかといふに私は思うわけなんです。しかし、先ほどの話のように、その中で、体制の上からも精神の上からも立ち直りたいという例外もあるでしょうから、救済措置として二年を三年に延長されても、とにかく救済しようということともわからぬではないですが、しかし、この三年といふのはまだ短いのではないか。これは一例ですがそれとも、五年ぐらいにするというのはどうなんですか。

○高橋(弘)政府委員 先ほど申し上げましたように、謹慎期間というものを二年を三年といふように強化をいたしておりますが、さらにこれを五年にしたらどうかという御質問でございますが、これについては、そういう意見もある方面であります。私たちもはそういう点も検討いたしましたのでございますけれども、さつき申し上げましたように、やはりそういう業者がぼんとうに謹慎して新しく出発するというのもございますし、また、そういう点におきまして他の立法例もございます。建設業法は二年ということになつております。それから通産省の割賦販売法が二年でございます。それから道路運送法も二年、不動産の鑑定評価の不動産鑑定士につきましては三年ということがあります。建設業法につきましては三年といふに沿うるといふふうにきめた次第であります。

○浦井委員 他の法がどうあろうとも、建設省として、国民の立場に立つて、もつと思い切つた方策をとられるということを私は要望しておきたいと思うのです。

それに関連しまして、免許をするという段階では悪徳業者を完全に排除できないというような御意見だらうと思うのですが、そうしますと、これは私もそうだらうと思うのですが、やはり免許を受けたからのあと問題が非常にクローズアップ

されてくる。第六章ですか、「監督」という項がやはり非常に大切になつてくると思うのですが、ここでは「指示」というのが設けられたわけです。いままでのようく、業務停止、取り消しといふふうに段階的になつておるわけなんですが、実際業者の方々は全国に六万人おられる。そうしてその方が扱つておられる取り扱い件数というものが膨大になる一方だと想うわけです。そういうすべての取引が公正に行なわれるようになりますが、監督し、行政指導するというのはたいへんだと思つたのですが、その体制が、人員の面も含めて、建設省なり、あるいは都道府県なり、こういうところに現在あるのかどうか。そういう点についての現状と、それからこうしたいという点をお答え願いたいと思います。

○高橋(弘)政府委員 御質問のとおりに、こういふ法律改正が行なわれましても、これを実際行なつていくと、執行体制の問題が大事であろうと私どもも存じます。現状は、各都道府県合計員は三百名ということがなつております。東京のよう大きいつところで四十一名、小さいところになりますけれども、県が大きい場合に、いなかの場合は一々県厅に行かなければいかぬというような事例が当然起つてくる。非常に不便だと思うわけですが、こういう点は、たとえば市町村の段階でどこか部署をきめて、そういう建設省あるいは県の名簿がそこですぐに閲覧できるというような、そういう便法が一体講じられないものかどうかといふ点についてはどうですか。

○高橋(弘)政府委員 御質問がございましたように、従来からも、業者の名簿というようなのを備えて、これを閲覧に供するということになつておられます。その内容の中に、建設省令で書いてございませんけれども、そういう懲戒処分、監督処分の行なわれたものにつきましては、その内容といふ点もその中に書いておるわけでございます。したがつて、一般の消費者がこの業者名簿を見れば、どういう処分を受けたかということはわかるわけでございます。問題は、先生のおっしゃいますように、県内一ヵ所ぐらいでは消費者としては

非常に不便ではないかということでございます。御意見ごもつともな点がございますけれども、この点につきましては、そういう名簿そのものにつけております。そのつど修正するという必要がござります。そういうことも考えながら、さつき申し上げました監督処分の年月日及び内容といふものが、先生のおっしゃるところにいろいろ記載いたしております。さらに、その中で、さつき申し上げるといふこと申しあげた次第でございます。

ねしたいのですが、悪徳業者であるかないかという点を、あまり法律に明るくない国民一般としてもうすぐにわかるような、そういう方法が次善の策としてとれないものかといふに私は思うわけなんです。今度の改正案を見ましても依然として出ておるわけなんですが、閲覧制度というのがあるわけですね。この閲覧制度というのをもつと活用するというのも一つの方法だと思うのですが、いまの閲覧制度でいきますと、二つ以上の都道府県にまたがる場合には、建設大臣が免許をおろすということになつてまいりますと、建設省へ行かなければ需要者のほうは業者の判別がつかないというような事態が起るわけです。一つの県にある場合には知事がやることになつてきますけれども、県が大きい場合に、いなかの場合には一々県厅に行かなければいかぬというような事例が当然起つてくる。非常に不便だと思うわけですが、こういう点は、たとえば市町村の段階でどこか部署をきめて、そういう建設省あるいは県の名簿がそこですぐに閲覧できるというような、そういう便法が一体講じられないものかどうかといふ点についてはどうですか。

○高橋(弘)政府委員 その場所の問題につきましては、局長からそういうお答えがあつたわけなんですが、やはり消費者から見て便利のようになりますが、その執行体制がどうのこうのというよりも優先すべきだと思うわけなので、ひとつ努力してもらいたいというふうに思うわけなんです。それから、局長さんはいま、内容が名簿の中に入らんと書いてあるといふふうに言われたわけなんですが、その内容なんですか、いまの体制でいきますならば、三年間の業務内容であるとか、それから貸借対照表、損益計算書、それから従業員名簿、それから税金、法人であれば法人税、個人であれば所得税の納付証明書などが置いてあるわけです。それが備えつけたわけですね。そうでしょう。そういう書類を見て、この業者が悪徳であるかないかということを判別できるよう能力を持つておる需要者、消費者というの

は一体どれくらいおると思いますか。

○高橋(弘)政府委員 名簿の記載事項につきましては、先生のおっしゃるところにいろいろ記載いたしております。さらに、その中で、さつき申し上げました監督処分の年月日及び内容といふものが、先生のお尋ねの、一般消費者がこれをどれだけよく読み切れるかということでござりますけれども

あ、もちろんそういう問題もあるうかと思いま
す。もっと利用者の立場に立つてそういう名簿の
整備を十分するということは必要でございますけ
れども、消費者の立場に立ちましても、宅地建物
の取引という、やはり一生一代の相当の事業でござ
いますので、本人も十分関心を持って、注意を
して取引を行なうという心がけも必要ではないかと
存する次第でございます。先生の御趣旨の点に
つきましては十分検討してまいりたいと思いま
す。

それから次には、廃業の問題です。これは、昨年でしたか、当委員会でも質疑された日本建設協会の例なんかがそうなんですが、廃業の場合、現行法では、届け出をして、比較的簡単に廃業ができる。そうすると、法でうたわれておるいわゆる聴聞をする、聴聞会を開くというような時間的な余裕ができないという結果になるんではないかと思うのです。これはやはり法の盲点になると思うわけで、特に、意識的にこれを利用しようと思えば、日本建設協会のように、聴聞会を開く余裕を与えずにもう廃業してしまって、あとは野となれ山となれというような形になってしまふわけなんで、そういう点では、これは東京都から要望書が出ておつたのではないかと思うのですが、廃業といふものも承認制にして、そして、処分のための聴聞の通知を受けた業者が廃業を申請したときに、は、処分を行なうまでは廃業を許さないという要旨が東京都から要望として出ておつたと思うのです。この点、やはり法の中に取り入れていくべきじゃないかというふうに思うのですが、どうです

○高橋(弘)政府委員 先生の御趣旨、よくわかるわけでござりますけれども、この宅地建物取引業法の法律の免許の性格というものは、これは一般的に建物の取引というものを禁止いたしておりまして、免許によりまして初めて解除して、そしてその業者が取引ができるというかつこうのものでございまして、これが一たん免許を受けたら必ずして、業を廃止するかどうかということは、これはほとんど業者の判断になるわけでござりますけれども、廃業いたしましても、その届け出をしないと監督処分ということは免許上はできるといふことになつておるわけでござります。そういう例はたくさんあるわけでございます。また、免許にあたりまして、新しい免許にあたりましては、先ほどお話をございました「不正又は著しく不当な行為」ということで、そういう事実があれば、これは免許の中で十分チェックもできるというふうに考えるわけでござります。また、廃業いたしましても、今回の法律にもございますが、すでに行なつた取引があつて、契約を結んだものがあつてまだ結了していないというものにつきましては、その範囲内におきまして業者とみなされるという規定も七十六条で規定いたしております。したがいまして、そういうことを通じて消費者の保護をはかれるのじやないかというふうに考えておるわけでございます。

○浦井委員 次に移りますけれども、取引主任者の制度の問題なんですが、今度相当改善されたわけでも、私もこれはよいことだと思うわけですが、この制度が実際に実施をされていくということを予想をしていきますと、それでもなおこの制度が形骸化してしまう危険性が多いと思うわけでござります。少し大きな業者のところに行きますと、どうしても主任者以外の者が実際には消費者、需要家と折衝する。そして、ほとんどのところは、そういう資格のない一般的の従事者が、歩合給といいますか、出来高払いといいますか、能率給といいうような形で給与を取つておるという実情から見て、やはりこの取引主任者制度というものが形骸化していく危険性が非常に多いと思うわけなんですが、そういう点で、これもやはり東京都から出ておったと思うのですけれども、不動産業者に雇われておる一般の従事者についても何らかの規制をすべきではないか。たとえば取引主任者の資格に準ずるような規制であるとかあるいは届け出義務を課すというようなことをすべきではないかと思うのですが、その点はどうですか。

○高橋(弘)政府委員 取引主任者制度につきましては、從来からもあつたわけでございますけれども、先生御承知のように、この法律では、新しくその職務上の義務づけというものをいたしまして、そして、重要事項の説明とか書面の交付といふものは取引主任者にやらせるということによりまして消費者の保護の徹底をはかるということにいたしております。先生のおっしゃる御趣旨は、その他の一般の従業員についても、そういう取引で消費者との折衝に当たるわけであるから、したがつて、そういう者につきましても何かそういう規定が必要ではないかということと存じますけれども、一般的従業員につきまして、全職員をそういうふうな職務づけをするとか規制をするといふことは、これはとうていむずかしいことでございます。したがいまして、今回の法律改正によりましては、「政令で定める使用人」というものに

つきましては——これは支店長なり営業所長なり、対外的に責任を有するというものにつきましては、そういう使用人につきましては政令で定めまして、免許申請の際に氏名その他経歴を出さきて、そして免許基準に該当するかどうかということを十分審査するということにいたしております。そういうふうにチェックすれば、一応消費者の保護ははかられるのじやないかというふうに私どもは考えておるわけでござります。

○浦井委員 次に、青田売りの問題なんですが、これはいつ規制するかというのが非常にむずかしいと思うのですが、早くこの権利が移譲できるとか、消費者が注文をつけられるとか、資金繰りが容易になつて売れ残りが少なくなるというような点でこの時期を設定された。非常にむずかしいといふのは私もよくわかるのですが、実際に実情を見てみますと、この段階でやってみても、いろいろな実際上の青田売りの被害というものは出てくるのではないかと思うわけなんで、やはり現物を確認して、かかる後に本契約に入るというふうな形にすべきではないかというように私は思うわけなんです。ちょっと新聞に出ておったのを憶しておるのですけれども、しきうとというものは、物ができ上がりないときに図面だけ見せられてもなかなかわからないものです。公団でもよくあるのですが、前の家でちゃんとはまつていた置きもの、たとえばたんすとか、そういうものを新しい家に持つてくると入らなかつた。聞いてみると置きの大きさが違うんですね。2DKは2DKであるけれども、畳の大きさが違う、それから専有面積が違うというような結果が出て、いろいろごたごたが起きておるというように聞いておるわけなんですが、その点ではどうですか。

うことがもちろん理想でござりますけれども、実際の現在の慣行なり、また消費者の立場からいしまして、権利を先に確保して、そうして設計に對しまして個別の注文ができるという利点もござります。先生の御心配の点につきましては、重要な事項の説明の項目で、契約をする際には、未完成のものでござりますから、完成時にこれがどうなる、構造がどうなる、形状がどうなつてくるといふようなことをも十分説明をする。要すれば、その際には図面をも添付して説明をするという義務づけもいたしております。したがいまして、消費者の立場からいいますと、そういう点については十分保護できるのじやないかと考えている次第でございます。

</

